

価格転嫁推進シンポジウム開催業務委託に係る公募型プロポーザル
実施要領

1 趣旨

この実施要領は、「価格転嫁推進シンポジウム開催業務」の業務受託者を選定するために行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に関し、必要な事項を定めるものです。

2 委託する業務の概要

(1) 業務名

価格転嫁推進シンポジウム開催業務

(2) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

(3) 業務の内容

別紙1仕様書のとおり

(4) 委託費の上限額

金2,144千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※ この上限額は、公募に際して事業者が価格提案する際の上限額を提示するものであり、予定価格（契約時の上限額）を示すものではありません。

3 受託候補者選定方法

公募型プロポーザル方式により業者を決定します。

プロポーザルの申込みがあった業者から提出された企画書の内容を審査し、総合的に最も優れた提案をした業者を受託候補者として選定します。

※ 概算見積書の見積額が安価な提案を行った者を、第一義的に採用するものではありません。

4 プロポーザル参加資格要件

次の条件の全てを満たす者とします。

- (1) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること
- (2) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと
- (4) 次のいずれにも該当しないこと

ア 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
- キ 参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。）が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- ク 参加者が破産者で復権を得ないもの又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き中若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者
- ケ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者
- コ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者
- サ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている者
- シ 県税を滞納している者
- ス 民法（明治29年法律第89号）第20条第1項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者）
- セ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

5 参加手続き

(1) プロポーザルへの参加申込

プロポーザル参加申込書（様式1）を令和6年12月20日（金）17時までに電子メールにて提出してください。

(2) 本プロポーザルに関する質問

① 質問書（様式2）を令和6年12月13日（金）17時までに電子メールにて提出してください。（質問への回答は、原則としてホームページに掲載します。）

② 以下の質問については、受付しません。

ア 評価基準の配点に関する質問

イ 他の応募者に関する質問

ウ その他プロポーザルに参加する者として適切でない質問

(3) その他

参加申込書、質問の提出先は「11 問合せ先」を参照してください。

6 企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加を申し込んだ者は、別紙1「価格転嫁推進シンポジウム開催業務委託仕様書」を踏まえ、次のとおり企画提案書等をご提出ください。

(1) 提出書類

次の書類（A4版）を電子データで提出してください。

① 企画提案書

- ・別紙「仕様書」を参照のうえ、詳細な企画内容を提案すること。
- ・本委託業務の目的に沿った提案であり、委託金額の上限の範囲内であれば、独自要素として実施項目を追加して差し支えない。

② 概算見積書

- ・上記「2 委託する業務の概要」の「(4) 委託費の上限額」の範囲内で、本委託業務を履行するための経費を積算し、見積書を提出すること。
- ・具体的な内訳が分かるように記載すること。

③ 実施スケジュール

④ 会社概要、組織体制が分かるもの、過去5年間（令和元年から令和5年度まで）において、都道府県又は市町村から受託した類似業務実績

(2) 提出期限

令和6年12月25日（水）17時 必着

※企画提案書の差替え及び再提出は原則認めません。

(3) 提出場所及び提出方法

① 提出先 「11 問合せ先」に同じ

② 提出方法 電子メールで送付してください。ファイル形式は PDF とします。（※必ず到達確認のお電話をお願いします。）

7 審査

(1) 審査方法

書面審査により受託候補者を決定します。

(2) 審査基準

別紙2「企画提案書の評価基準」により審査を実施します。

(3) 審査結果

後日、書面で採否のみ通知します。また、審査結果に対する異議申立てはできないものとします。

8 契約締結

プロポーザルの結果、採用となった場合は、県と協議のうえ最終的な仕様を確定し、業務委託契約を締結するものとします。

9 その他

(1) 本プロポーザル参加に要する全ての費用は、参加者負担とします。

(2) 参加申込後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(3) 次に掲げる場合にはその提案は無効とします。

- ・所定の日時、場所において提出すべき書類を提出しなかった場合
- ・本プロポーザルに関する条件、指示事項等に違反した場合

(4) 受託者は、委託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。以上のことについては、委託業務終了後も同様とします。

10 今後のスケジュール

プロポーザル質問締切	令和6年12月13日（金）17時
プロポーザル参加申込	令和6年12月20日（金）17時
プロポーザル企画提案書提出締切	令和6年12月25日（水）17時
審査結果通知、契約締結	令和7年1月中旬頃（予定）

11 問合せ先

富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1-7

Tel:076-444-3249 Fax:076-444-4402

E-mail : achiikisangyoshinko@pref.toyama.lg.jp